

## 平成31年度任意継続被保険者の保険料の上限について

当組合の平成30年9月30日における標準報酬月額平均は以下のとおりです。

平均標準報酬月額	343,471 円
(標準報酬月額)	340,000 円)

これに基づく保険料は、

$$\begin{array}{l} \text{健康保険料} + \text{介護保険料 (40歳以上65歳未満)} = \text{合 計} \\ 34,000 \text{ 円} + 5,576 \text{ 円 (40歳以上65歳未満)} = 39,576 \text{ 円} \end{array}$$

となり、この金額は、2019年4月分～2020年3月分の任意継続被保険者の保険料の上限となります。